

2022年6月29日改正

定 款

株式会社 エーアンドエーマテリアル

株式会社 エーアンドエーマテリアル 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、 株式会社 エーアンドエーマテリアルと称する。

英文ではA&A Material Corporationと表示する。

(本 店)

第2条 当会社は、本店を横浜市鶴見区に置く。

(目 的)

第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1) 各種建築材料の製造、加工、販売
- 2) 各種摩擦材および各種シール材の製造、加工、販売
- 3) 保温保冷・耐火・断熱・冷暖房・空調・給排水・衛生・冷凍・防露・防音・防水・防臭・防振・防蝕・防災・接着・絶縁等の材料の製造、加工、販売ならびにこれらの工事の設計、監理、請負
- 4) 各種建設工事の設計、監理ならびに請負
- 5) 環境整備および公害防止工事の調査、設計、監理ならびに請負
- 6) 産業廃棄物処理業
- 7) 広告代理業、損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
- 8) コンピュータソフトウェアおよび情報処理システムの開発ならびに販売
- 9) 総合リース業
- 10) 労働者派遣事業
- 11) 鉱産資源の探査、採掘、買鉱、精製ならびに販売
- 12) 不動産の売買、賃貸、管理および仲介
- 13) 前記各号に付帯関連する一切の事業

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1) 取締役会
- 2) 監査役
- 3) 監査役会
- 4) 会計監査人

(公 告)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、3千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類等の内容である情報について、法令の定めるところに従い、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができ

る。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。
この場合には、株主または代理人は株主総会開催毎に代理権を証明する書面を当会社に提出することを要する。

(決 議)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 18 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(選 任)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議により選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役等)

第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、取締役相談役各若干名を選定することができる。

(執行役員)

第 22 条 取締役会の決議により 10 名以内の執行役員を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第 23 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

(取締役会)

第 24 条 取締役会は、取締役会長が招集し、その議長となる。取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
4. 取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 26 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選 任)

第 27 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 29 条 常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。

(監査役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

(監査役会)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

3. 監査役会に関する事項については、法令または定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第33条 株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（「期末配当」という。）を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当（「中間配当」という。）を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。